



# 問題提起： 教員採用の実態と課題

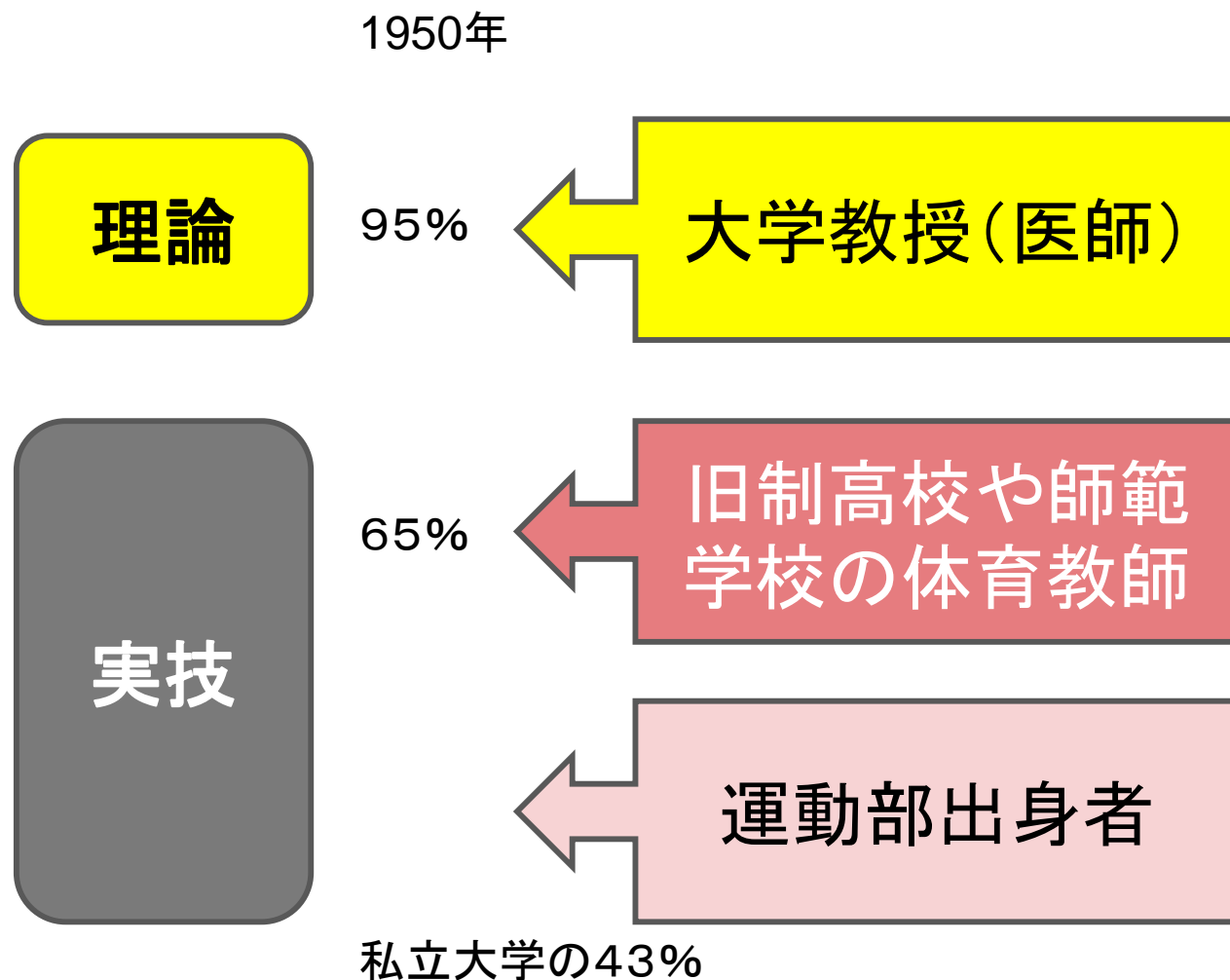
小林勝法(文教大学)

# 教授の資格(大学設置基準)

第十四条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- 五 **芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者**
- 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

# 大学体育発足時の大学体育教員のキャリアパス



# 教員免許取得と学士課程の専攻

	初任者教員 n=37	修士課程 n=448	博士課程 n=69
保健体育教員 免許なし	19%	42%	40%
学士課程で 体育専攻せず	22%	22%	23%

小林勝法ほか(2011)「大学における体育新任教員のFDの実態と意識」『大学体育』第98号

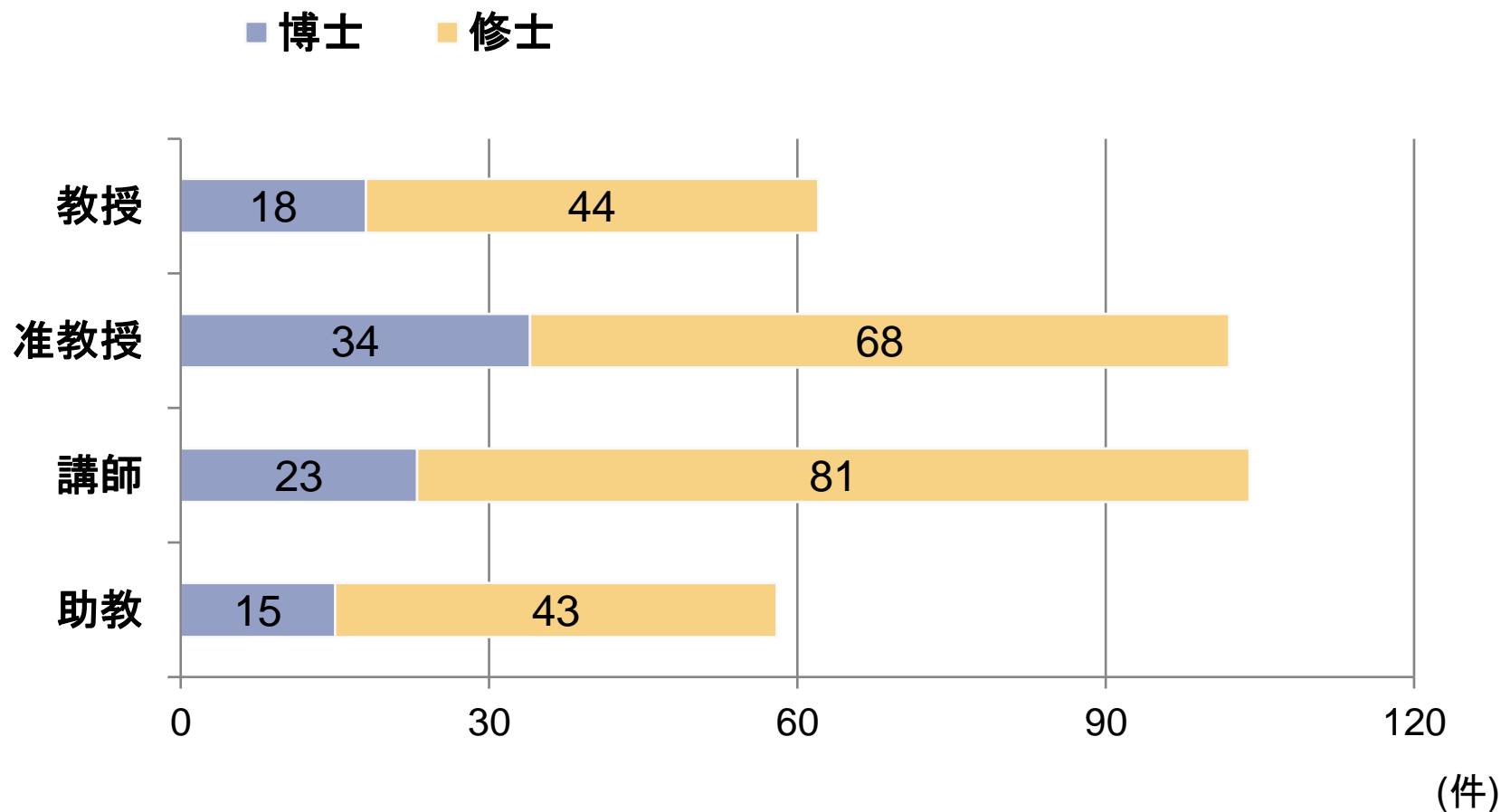
小林ほか(2012)「体育学専攻の大学院生を対象とした大学教員準備教育に関する調査」『大学体育学』第9号

## 教養体育の専任教員の採用で重視する事項

	国公立大学 n=23	私立大学 n=88-92	短期大学 n=19-21
博士の学位	4.0	3.8	3.0
研究業績	4.3	4.2	4.1
研究の専攻領域	4.4	4.1	4.1
高等教育機関での教育経験	3.4	3.7	3.9
実技の専門種目	3.7	3.9	3.8
実技の指導力・実績	3.8	4.1	4.1
保健体育の教員免許	3.2	3.3	4.0
教育に関する知識と教養 (教職教養)	3.4	3.6	3.9
課外スポーツ活動指導能力・意欲	3.3	3.6	3.8

\*「5.重視する～1.重視しない」の5段階で回答を求め、スコア化した。

# 大学教員公募の採用条件(学位)



小林勝法(2015)「2014年度にあった体育・スポーツの教員・研究者公募の状況」  
『大学体育』105号

# 英語教員の資質

**TEFL/TESOL**

(英語教授法関連学位)

# 大学体育教員の責務

教養体育

課外活動

健康管理

生涯学習  
地域貢献

導入教育

専門教育

専門体育

大学院教育



## 体育科目の必修率と教員の後任補充の見込み

体育科目の開設状況(1994年) → (2013年)

講義科目の必修率      59%      →      30%

実技科目の必修率      58%      →      54%

体育教員の退職後任補充見込み

約6割(2005年) → 約6割(2013年)

# 大学教員募集の方法

	国公立大学	私立大学	短期大学	合計
n=	22	95	21	138
自校ホームページ	86.4	51.6	52.4	57.2
JREC-IN	54.5	45.3	52.4	47.8
全国大学体育連合ホームページ	22.7	25.3	4.8	21.7
体育系大学院などに郵送	45.5	20.0	0.0	21
その他の方法	0.0	7.4	0.0	5.1
公募しない	0.0	8.4	4.8	6.5
公募するかどうかは状況による	0.0	34.7	47.6	31.2

# 1. 正課体育の課題

## 1. カリキュラム開発・評価

DP、CPにおける位置づけ  
する、見る、支える  
学修成果評価

## 2. 障害学生への対応

## 3. レディネスの把握

高大接続・連携、留学生

## 4. 大学院体育科目

## 2. 教員・教員組織の課題

### 1. 教員採用

### 2. FD

理念、ティーチング・スキル  
大体連研修会  
大学教養体育FDプログラム



### 3. 戦略的マネジメント

### 4. キャリア開発

キャリア形成ワークショップ  
大体連運営委員＝人事交流

### 3. 地域貢献：大学の第3の役割

#### 第九章 大学

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

学校教育法(2007年改正時)

# 長寿社会における生涯学習の在り方について

～人生100年 いくつになっても 学ぶ幸せ「幸齢社会」～

文科省「超高齢社会における生涯学習の在り方に関する検討会」の「報告書」2012年3月

「生きがいの創出」

「地域が抱える課題の解決」

「新たな縁・絆の構築」

「健康維持・介護予防」



生涯学習

# 長寿社会における生涯学習の在り方について

## 大学への期待

1. 学習資源を有効に活用できる仕組み作り
2. 現役学生との世代間交流の促進や・・・地方公共団体、企業、NPOなどとの連携
3. カリキュラム開発、受講形態の多様化、情報提供などの環境整備
4. 定年前後世代のキャリア形成を目的とした学習機会を充実

# スポーツによる地域活性化

文部科学省「スポーツを通じた地域コミュニティ活性化事業」(2013年度~2014年度)

『大学体育』第105号に事例紹介